

# 知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会 の開催趣旨の再確認

---

## 1. 開催趣旨 ※第1回検討会資料から引用

- 令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、「知床遊覧船事故対策検討委員会」を設置し、総合的な安全・安心対策の検討を行った。このとりまとめにおいて、旅客船や遊漁船等に安全設備の搭載を義務化する方針を決定した。
- 本方針の周知を進めるとともに、適用のための関係省令のパブリックコメントを令和5年11月に実施したところ、特に遊漁船事業者より、安全設備の搭載義務化について「周知不足」との指摘や、いかだ等の搭載義務化について「業務実態を踏まえた特例の追加検討」を求める意見が多数提出された。そのため、遊漁船事業者への安全設備の搭載義務化の適用を令和7年4月の予定から当面の間延期し、事業者への丁寧な説明を行うとともに、遊漁船事業者等より業務実態等について聴取しているところである。
- 知床遊覧船事故を踏まえた船舶の安全基準に関し、船舶の安全を確保しつつ遊漁船の業務実態を踏まえ実効性のある方策を検討し、できるだけ早期に最終方針を決定するため、遊漁船事業者を含む有識者等からなる検討会を開催する。本検討会では、改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法や水密性確保の代替措置等、遊漁船の安全設備の在り方について検討を行う。

# 本検討会の開催趣旨

## 2. 検討会で議論頂く内容の位置付け

- 知床遊覧船事故を踏まえ、**ソフト・ハードの両面**から総合的に一般旅客船のみならず遊漁船も安全性を向上させる必要がある。
- 事故は必ずしも気象・海象の悪化により引き起こされるわけではないことから、ソフト面の対策による**事故の防止(事業者の参入、日々の運航)**とともに、ハード面の対策により**被害の軽減(不測の事態への備え)**を図る必要がある。

### 【主な安全対策】

	一般旅客船		遊漁船
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 許可の欠格期間の延長</li> <li>◆ 事業者の安全管理体制の強化 安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設 事業許可更新制度の創設</li> <li>◆ 監査・処分の強化</li> <li>◆ 安全情報の提供の拡充</li> </ul> 等	事業者の参入 ↓ 日々の運航 ↓ 不測の事態への備え	<div style="background-color: #f08080; padding: 2px;">業法の改正等により措置</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の欠格期間の延長</li> <li>◆ 遊漁船業者の安全管理体制の強化 業務規程の記載について、利用者の安全等に関する事項が一定の基準に適合しない場合は登録拒否</li> <li>◆ 罰則の強化</li> <li>◆ 利用者の安全等に関する情報の公表</li> </ul> 等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者の安全管理体制の強化 運航の可否判断の客観性確保 避難港の活用の徹底</li> <li>◆ 地域の関係者による協議会の設置</li> <li>◆ 船員の資質の向上 初任教育訓練の義務化</li> </ul> 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 遊漁船業者の安全管理体制の強化 運航の可否判断の協議、乗務記録、出航前検査の実施</li> <li>◆ 協議会制度の創設</li> <li>◆ 船員の資質の向上 遊漁船業務主任者になるための研修や講習内容の拡充</li> </ul> 等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 船舶の安全基準の強化 ・業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等の搭載</li> <li>・水密性の確保</li> </ul> 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 船舶の安全基準の強化 ・業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等の搭載</li> <li>・水密性の確保</li> </ul> 等
	船舶安全法関係省令等の改正により措置		パブコメ等を踏まえ検討を実施(本検討会)

# (参考) 知床遊覧船事故の主要な要因

出典: 国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官室 「運輸事業者の安全担当者向け運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理セミナー)資料」

(注) 運輸安全委員会最終報告書(令和5年9月)より。

## 令和4年4月23日発生

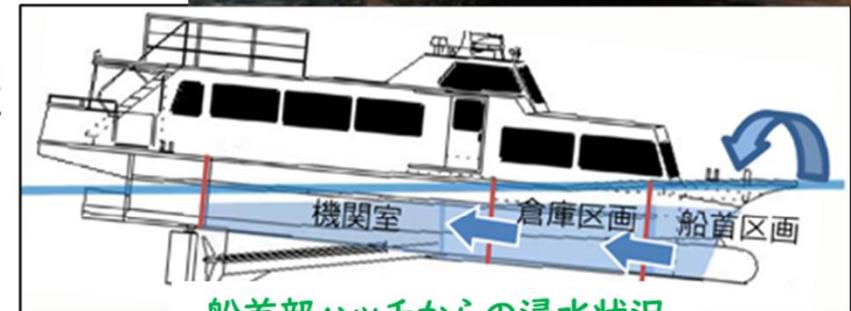
旅客船KAZU I が、知床半島西側カシュニの滝沖を航行中、浸水し、短時間のうちに沈没。旅客18名、船長及び甲板員が死亡し、旅客6名が行方不明。



## 主要な要因

### 【船体構造(船首部ハッチ蓋)】※直接的原因

閉鎖されていなかった⇒海水流入⇒ハッチ蓋ヒンジ部が脆性破壊⇒蓋が外れ、前面窓が割れた⇒更に大量の海水が流入



船首部ハッチからの浸水状況

### 【運航の判断(気象・海象)】

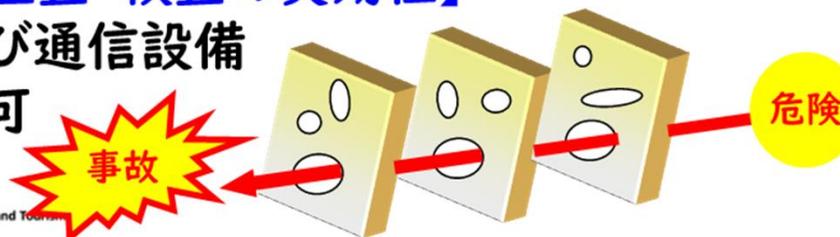
- ・発航中止基準に達するおそれ ⇒ 発航を中止しなかった
- ・航行中止基準に達した ⇒ 避難港に避難する等の措置をとらなかった

### 【安全管理規程の不遵守】

- ・発航の中止 ・運航管理者と船長による運航判断等の協議結果の記録

### 【設備の不備、監査・検査の実効性】

- ・救命設備及び通信設備
- ・評価及び許可



“スイスチーズモデル”  
事故は単独でなく  
複数の事象が連鎖して発生する

## 【安全設備導入の対象に関するご意見等】

番号	ご意見等	国土交通省の考え
1	<p>遊漁船は法律に基づき出航基準を定めている。また、遊漁船は一隻で行動せず、無線で僚船と連絡を取り合っている実態を踏まえると、知床遊覧船事故のような状況は想定できない。</p>	<p>事業者の安全管理体制の強化等のソフト面の対策については、業法の改正などにより措置していますが、今回の安全設備・対策の導入は、万が一の際に被害を軽減するためのものです。事故が発生する要因は様々ある中で、ソフト、ハードの片面だけの安全設備・対策では不十分であり、ソフト・ハードの両面から安全設備・対策を講じることで総合的に安全性を向上させる必要があります。</p> <p>また、旅客の安全を確保するという観点から、一般旅客を搭載する遊漁船と一般旅客船に対しては、従前より、また今後とも同じ安全規制をかける必要があります。</p>
2	<p>遊漁船に対する安全設備搭載の特例を検討するのではなく、安全設備の義務対象から遊漁船を外してほしい。</p>	<p>釣り客を含む一般旅客の安全を確保するため、一般旅客船か遊漁船かに関わらず安全設備・対策は必要です。</p> <p>その上で、安全の確保を大前提として、遊漁船の実態を踏まえ、いかだの積み付けを不要とする方法等について検討を実施するため、本検討会を立ち上げたところです。</p>



**旅客の安全確保が重要であることは遊漁船と一般旅客船に違いはないことから、遊漁船であるという理由だけで義務化の対象外とすることは困難である。**

## 【全般に関するご意見等】

番号	ご意見等	国土交通省の考え
1	安全設備の搭載義務化を知らない遊漁船事業者が多い。	<p>安全設備搭載義務化の方向性については、これまでパブリックコメントに加え、海上運送法事業者、遊漁船事業者向けに説明会等を開催するなどして周知を行っているところです。</p> <p>引き続き、検討会の議論の概要や、結論について、広く周知するよう努めてまいります。</p>
2	安全設備の有効性を示す事例(衛星電話やEPIRBを使用した例、いかだで救助を待った例 等)を提示してほしい。	参考資料3をご参照ください。
3	全ての安全設備を導入した場合に年間で発生するコスト(購入費用、検査費用、維持費用等)の試算をモデルケース示してほしい。	参考資料5をご参照ください。

番号	ご意見等	国土交通省の考え
4	国土交通省が聴取した遊漁船の業務実態がわかる資料を専業者・兼業者別に示してほしい。	<p>専業者・兼業者別に聴取をしておりますが、遊漁船事業者のうち約7割が漁業協同組合の組合員と承知しており、聴取した限りでは、漁船と兼用している遊漁船は漁業無線を既に搭載しているケースが多いことや、漁船と兼業している遊漁船はAISを搭載しているケースが増えていると認識しております。</p> <p>また、船団で操業するケースも多いとも認識しており、これらを踏まえ、いかだ等の搭載を要しない方法について、提案させていただいています。</p>
5	遊漁船の事故発生率が他の船種と比べて多いことから、安全に対する意識の向上が必要ではないか。	<p>水産庁より以下を確認しています。</p> <p>遊漁船業における死傷者数が近年増加傾向であるため、本年4月、「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」を施行し、遊漁船業者の登録要件の厳格化、遊漁船業者の安全管理体制の強化、安全性に関する情報の公表の義務化等を措置したところです。都道府県と連携した同法の適切な運用を通じて、遊漁船業者に対し、安全に対する意識の向上を図ってまいります。</p>
6	安全設備の搭載義務化に関する周知が不十分である中で、早期に結論をまとめることに懸念がある。	<p>検討会の資料や議事概要は国土交通省HPで掲載するなど議論の透明化を図っております。</p> <p>なお、検討会で得た結論については、安全設備の搭載義務化の適用までに広く周知できるよう努めてまいります。</p>